

柏市手をつなぐ育成会福祉懇談会

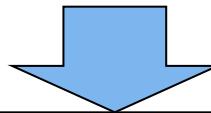
H28.7.14(木)

柏市障害福祉課・障害者相談支援室

今回の資料の考え方

《事前にいただいている事例》

- 1 一人親家庭で、親が急病で倒れ、救急車で運ばれることになった。子どもはどうなるか。
 - A 子どもは、重度の知的障害で、一人で留守番はできない。相談支援では、施設が現状であるというが、見知らぬ人には興奮しやすく、喘息発作もあり、まず、安定して過ごせるか、今までの生活が一気にくずれてしまわないか、健康管理が託せるのかが心配。
 - B 手帳は軽度で、留守番はできるが、集団生活は苦手。食事はコンビニで買ってきて食べるし、シャワーも浴びられる。今までも、長期ではないが、2~3日一人で生活したことはある。集団のところには行かないという意思が強く、どうしたらよいか。
 - C 特別支援学校に通う小学生。短期入所に入ったが、學校には送ってもらえない。頼る人もいない。発達期に子どもの成長支援が途切れしまい心配である。
- 2 子どもも高齢で引きこもりになって、事業所にはかよっていない。人の交流ができない。無理やり関わると暴力を振るう。どうかかわったら良いのかわからない。親は、80を過ぎている。親が風邪を引いて、何をしてやれない時、ヘルパーさんは拒絶するため、どうしたらよいか。また親が入院した場合は、子どもはどうなるのか。
- 3 グループホームに入っていたが、同居者とうまくいかず家に帰ってきた。戻るつもりはないようだ、親も高齢になり将来の生活が心配で、グループホームに戻ってほしいが、子どもの気持ちを考えると、無理やりグループホームには戻せない。



今回の資料は、事前にいただいている事例に対する1問1答ではなく、事例に対応するために何を準備したら良いかを考えるヒントとなる関連する制度などを載せています。

事例に対するサービス①～短期入所と施設入所

短期入所と施設入所は、年齢によって根拠となる法律が異なります。

入所に当たっては、法定の利用者負担の他に、食費や光熱費など実費負担があります。

	18歳未満	18歳以上
短期入所 (原則期間を区切って 一時的に入所)	障害者総合支援法 柏市で受給者証を発行	障害者総合支援法 柏市で受給者証を発行 ※障害支援区分1以上
施設入所 (長期に渡って生活の 場として入所)	児童福祉法 千葉県柏市児童相談所で 受給者証を発行 ※入所先の施設から学校に通学 ※18歳になったら障害者総合支 援法の施設に移管	障害者総合支援法 柏市で受給者証を発行 ※障害支援区分4以上(50 歳以上は区分3以上)

事例に対するサービス②～グループホーム(共同生活援助)

近年は、「入所施設から地域生活への移行」の考え方のもと、グループホームの設置が進んで、利用者も増加しています。

※グループホームは障害支援区分の認定を受けていなくても入居できますが、ホーム内で身体的な介護の支援を受けたい場合は、障害支援区分2以上が必要です。

グループホームは、緊急時に対応する制度ではありません。制度の中で「体験利用」も認められているため、計画的に利用を考えていく必要があります。

入居に当たっては、法定の利用者負担の他に、食費や光熱費、家賃など実費負担があります。

【国及び柏市の家賃補助制度】

国(特定障害者特別給付費)

- ❖ 生活保護受給者又は市民税非課税の利用者に対し、月額10,000円を助成。
- ❖ 10,000円はグループホーム事業者が代理受領。

柏市グループホーム 入居者家賃助成

- 市民税非課税の利用者に、国の家賃補助を差し引いた残りの家賃の半額を助成(ただし月額25,000円が限度)。
- 家賃は一度立て替えて支払いし、半年毎に市に申請。

【家賃補助の例】 グループホームの家賃が月60,000円の場合

$$\begin{array}{rcl} 60,000\text{円} & - & 10,000\text{円} \\ \text{家賃} & & \text{国の補助} \end{array} - 25,000\text{円} = 25,000\text{円} \text{(自己負担)}$$

市補助(50,000円 ÷ 2)

事例に対応するサービス③～ヘルパー(居宅介護・重度訪問介護)

独り暮らしをする場合等、身辺処理や家事で支援が必要な場合は、ヘルパーによる支援を利用することができます。

居宅介護 ※障害支援区分 1以上	身体介護 (連続3時間以内)	食事、トイレ、入浴、着替などの介護
	家事援助 (連続1.5時間以内)	調理(片付け)、洗濯、掃除、買い物、服薬確認などの援助
	通院等介助 (通院等に必要な時間)	病院への通院や行政機関への公的手続きのための移動介助
重度訪問介護 ※障害支援区分 4以上で一定の 行動障害がある	身体介護、家事援助、通院等介助、その他の外出時の介助、見守りのサービスを包括的・連続的に提供(連続3時間以上)	

事例に対応するサービス④～日中一時支援

宿泊を伴わない、施設における見守り等の支援です。療育手帳の交付を受けているか、児童の場合は、医師から発達障害の診断を受けていれば利用できます。

- ❖ 宿泊までは必要ないけど、家族の帰宅が遅くなってしまうので、普段通所している施設で延長的に見守りをして欲しい。
- ❖ 施設の休日等に、家族が急用で日中外出する。家族が帰宅するまで、見守りをして欲しい。

サービスの手続き

現行制度は、申請し、受給者証の発行を受けて、事業者と契約し利用することが基本となります。ただし特に事情がある場合は、以下の制度の適用をすることもあります。

【事例①】

18歳以上で、障害支援区分の認定を受けていないが、今日から緊急で短期入所を利用しなければならない。

■ 特例介護給付費

障害支援区分の認定を受け、サービスが支給決定されるには、通常申請してから2か月程度期間を要します。申請中にやむを得ない事情があって、支給決定までにサービスを利用した場合は、償還払いでの介護給付費が支給されます(立替払いが必要です)。

【事例②】

障害者本人が虐待を受けている、その他緊急的な事情により、本人を保護する必要があるなど、契約による利用が馴染まないと市が判断したとき。

■ 知的障害者福祉法に基づく措置

措置による利用は、平成14年度までは一般的な制度でした。平成15年度から支援費制度が始まり、契約制度が一般的になりましたが、緊急的な対応としての措置の考え方は制度として残っています。利用者負担の考え方は契約制度と異なります。

相談支援事業の内容

【よくある質問】 障害者の相談支援事業は、いろいろあるみたいだけど違いがわからない。

障害者相談支援室(市)

- ・市のケースワーカー
- ・平成28年度は身体・知的・児童担当7名(地区担当制)
- ・指定相談支援事業所が作成したサービス等利用計画・障害児支援利用計画の審査やそれに付随する相談等を行います。
- ・補装具・日常生活用具に関する相談も行います。

委託相談支援事業所

・民間事業者の専門性を活用して、市役所以外にも身近な相談場所を確保するために、平成18年度から市内の事業者に委託しています。

【H28委託事業所】

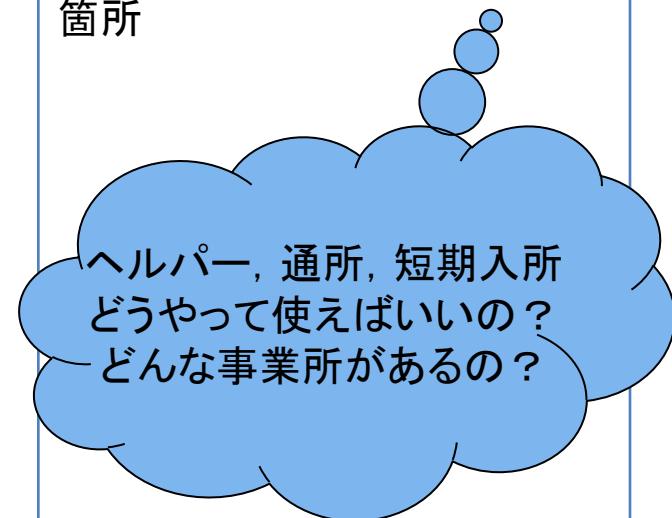
- ①たんぽぽセンター
- ②サポートセンター沼南
- ③発達障害支援室シャル
- ④権利擁護あさひ
- ⑤特定相談支援ティーダ

【相談できること】

- ❖ 障害に関すること
- ❖ 日常生活の困りごと
- ❖ 行政手続き支援
- ❖ 余暇、就労、家族のこと
- ❖ 虐待・権利擁護
- ❖ セルフプランの作成

指定相談支援事業所

- ・サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成及びそれに付随する相談等を行います。
- ・H28年4月現在で委託相談支援事業所5者も含めて市内29箇所



成年後見利用支援

○成年後見制度とは‥

認知症、知的障害、精神障害などで、判断能力が不十分な人の日常生活を法律的に保護する仕組みです。

- ❖ 本人の財産の管理
- ❖ 契約の代理や取り消し
- ❖ 福祉サービスの利用や医療のサポート など

後見人は、家族等の申立てにより裁判所が決めます(法定後見)。法定後見の類型は本人の判断能力の程度によって以下の3つに分かれます。

- 後見類型(成年後見人)‥ほとんど判断できない
- 保佐類型(保佐人)‥判断能力が著しく不十分
- 補助類型(補助人)‥判断能力が不十分

○家族で申立てを考えたい場合の相談機関

かしわ福祉権利擁護センター(柏市社会福祉協議会)

○柏市長による申立て

成年後見制度の利用が必要と認められる方で、家族等による申立てが困難な場合に、法律に基づいて柏市長が成年後見の申立てを裁判所にすることがあります。

○成年後見人等報酬助成

成年後見人や保佐人、補助人がつくと、本人の財産から裁判所が決めた報酬を支払います。生活保護受給者で家族以外が後見人になっている場合や柏市長が申立てした方で財産が一定以下の方に対し、柏市が報酬の全部又は一部を助成します。

もしもに備えておくには

○サービスの利用手続きについて

短期入所や施設入所等のサービスは、障害支援区分の認定が必要

○本人の心構えについて

無理のない範囲で、普段から体験などを通して、施設利用に慣れる

○本人が使えるお金について

収入面：障害基礎年金の申請

支出面：サービスの利用にかかる負担(法定の自己負担、食費、光熱水費等)

○家族との関係について

財産管理や契約のサポート

○その他・・

サポートファイルの活用

地域生活支援拠点の進捗状況について

1 現在までの進捗状況

- (1) 平成28年2月 3日 候補者選定会議(書類審査・面接)
- (2) 平成28年3月22日 第一候補者、第二候補者の決定
　ア 第一候補者　社会福祉法人青葉会
　イ 第二候補者　社会福祉法人ワーナーホーム
- (3) 平成28年4月 下旬 国に国庫補助申請を行う
- (4) 国の補助が付き次第、事業開始を予定している。

2 候補者について

候補者選定会議において、本事業設置運営候補者を、評価点数の高い順に第一候補者を社会福祉法人青葉会に、第二候補を社会福祉法人ワーナーホームに選定した。これは、両候補者の提案がいずれも本市拠点事業にふさわしいものであり、国庫補助金が採択されれば、第一候補者に続き第二候補者の事業も採択することが本市の障害者福祉に資すると選定委員が判断したため。

3 建設場所(予定)

柏市高田の市有地及び柏市柏下の民有地

4 拠点事業の内容について(予定)

- (1) 24時間対応相談支援
- (2) 緊急時受入れ機能を持つ短期入所
- (3) 地域移行のためのグループホーム
- (4) その他独自事業